

事務事業チェックシート

事務事業No 事業名
354 小児慢性特定疾患事業（児童に対する医療費助成）

[事業基本情報]

分野別目標	2	個人を尊重し、人々がともに助け合う優しいまち
政策	1	地域福祉と健康づくりの推進
施策	5	保健医療対策の推進
基本方針	2	難病患者への福祉サービス制度の啓発・支援の充実

事業区分(1)	事業経費	○	管理経費	
	その他			
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務	
	その他			
会計・予算区分	会計		一般会計	
	款		衛生費	
	項		保健衛生費	
	目		母子衛生費	
	大事業		母子衛生事業	
	事項		小児慢性特定疾患事業	

事業種別	継続	主な事務事業	
事業期間	永年	～	
事業実施の根拠法令	児童福祉法		
関連個別計画	地域保健医療計画 次世代育成支援行動計画		
担当課・担当課長 (Tel)	保健対策課	小浦保則 (488-5115)	
関連課			

「3つの約束・44の約束」との関連性

3つの約束	産業を元気に	まちを元気に	人を元気に	非該当
			○	
44の約束				○

1 事業概要及び実施内容

事業概要	事業目的（「誰・何」をどういう状態にする」ための事業か）	事業内容				
	国指定の小児慢性特定疾患に罹患している児童に対して治療の促進を図り患者家族の医療費負担の軽減を図る。対象児童は18歳未満の方（18歳到達後も引き続き治療が必要な方については、20歳到達まで医療給付の対象となる。） 27年1月に児童福祉法が改正され、医療費の公費負担制度等が大幅に改正された。対象疾病も514疾病から704疾病に拡大された。また、支援相談体制を整備するため、新たに小児慢性特定疾患自立支援事業も実施予定。	<ol style="list-style-type: none"> 申請により、和歌山市小児慢性特定疾患審査会による審査をうけます。 基準による認定を受けた後受給者証が発行されます。（当該疾病にかかる保険診療額のうち、月額・自己負担限度額までが自己負担です。） 被保険者の所得に応じた自己負担額が定められています。 受給者証の有効期間は、1年以内です。（有効期間の満了後も引き続き受給者証の交付を受けようとするときは、満了1月前までに申請が必要です。） 新規の受給者を対象に訪問支援を実施 				
実施内容		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		医療を必要とする児童に対して、自己負担を導入しながら医療扶助を実施した。 給付延件数 2,604件	医療を必要とする児童に対して、自己負担を導入しながら医療扶助を実施した。 給付延件数 2,885件	医療を必要とする児童に対して、自己負担を導入しながら医療扶助を実施する。	医療を必要とする児童に対して、自己負担を導入しながら医療扶助を実施する。	医療を必要とする児童に対して、自己負担を導入しながら医療扶助を実施する。

2 事業コスト

事業費等 千円		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算	計画	決算	
	事業費	73,643	68,168	73,758	71,960	85,527		85,527		85,527		
	伸び率 (%)	-	-	0.2%		16.0%		0.0%		0.0%		
	人件費	常勤職員	6,500	6,593	6,443	5,543	6,443		6,443		6,443	
		非常勤職員	2,426	1,325	1,326	1,947	1,326		1,326		1,326	
		小計	8,926	7,918	7,769	7,490	7,769		7,769		7,769	
	国庫支出金	35,400	32,359	35,363	33,297	42,476		42,476		42,476		
	県支出金	0	0	0	0	0		0		0		
	市債	0	0	0	0	0		0		0		
	その他	0	0	0	0	0		0		0		
	一般財源（税等）	38,243	35,809	38,395	38,663	43,051		43,051		43,051		
	所要人数	常勤職員	0.88	0.86	0.86	0.75	0.86		0.86		0.86	
非常勤職員		1.15	0.63	0.63	0.99	0.63		0.63		0.63		
主な予算内訳	医療費給付事務委託料 325千円 機械借上料 821千円 国指定疾患医療費 83,640千円											

3 目標及び実績

活動指標	指標名及び達成状況				平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	新規・継続給付申請受付件数	年度目標値							
		実績値			316	329			
	単位	件	全体目標値						
			全体目標達成度						
	年度別達成度	年度目標値							
		実績値							
	単位	件	全体目標値						
			全体目標達成度						
	成果指標	医療費の給付件数				平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年度目標値		年度目標値							
		実績値			2,604	2,885			
単位		件	全体目標値						
			全体目標達成度						
年度別達成度		年度目標値							
		実績値							
単位		件	全体目標値						
			全体目標達成度						

4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか	○	増加している		横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要はあるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない	できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか		達成している(90%以上)	○	おおむね達成(70~90%未満)	達成していない(70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度	○	重要かつ高い貢献度がある		一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し	○	適正		負担は求められない	見直しが必要

5 今後の方向性（担当課評価）

事業内容の方向性	充実				○
	現状維持				
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	<p>小児慢性特定疾患事業（長期療養児への医療の給付事業）が公平かつ安定的な制度となるため、平成27年1月に児童福祉法が改正された。対象疾病も514疾病から704疾病に拡大され給付対象者も増加する見込みである。また長期療養による医療費の公費負担のみならず、支援相談を充実させるために自立支援事業も開始された。本市においても、自立支援事業を実施し、長期療養児の日常生活支援及び家族支援の充実を図る必要がある。</p>
「見直し」 「改善」案	<p>27年度から新規の医療受給者を対象に療養生活や日常生活の支援を目的に家庭訪問を実施予定。</p>